独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	いちご株式会社		コード	2337
提出日	2026/5/7	異動（予定）日	2026/5/24	
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
☑　独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	藤田 哲也	社外取締役	○													○		有
2	中井戸 信英	社外取締役	○													○		有
3	宇田 左近	社外取締役	○													○		有
4	田中 精一	社外取締役	○													○		有
5	柳井 直美	社外取締役	○													○	新任	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1		大手生命保険会社、大手損害保険会社で重要な役職を歴任され、社長として経営を担った豊富な知識・経験に基づく経営および業務執行の監督とチェック機能を期待し、当社社外取締役への選任をお願いするものであります。同氏の当社社外取締役就任時期は、2010年５月であり、その就任期間は、本総会の終結の時をもって16年であります。この間、当社の取締役会、指名委員会、報酬委員会、監査委員会、コンプライアンス委員会において、その幅広い守備範囲をもって、グループのコーポレート・ガバナンス、リスクマネジメントを有機的に機能させるべく、積極的な発言と経営の監督に注力いただいております。 なお、同氏は独立役員の基準を満たしており、従って社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれのない、業務執行の適正な監視者であると考えております。当社指名委員会では、当社経営方針および独立役員制度趣意を踏まえ、独立役員の基準を満たす同氏を独立役員として指定することといたしました。
2		大手総合商社の副社長を経て、我が国を代表する情報システム会社の社長、会長等を歴任され、ITサービス市場におけるイノベーションの推進を成し遂げると同時に、「働き方改革」による企業価値の向上を実現してこられました。これらの、グローバル企業の経営者として培った高度な知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、当社社外取締役への選任をお願いするものであります。同氏の当社社外取締役就任時期は、2017年５月であり、その就任期間は、本総会の終結の時をもって９年であります。この間、取締役会において、攻守両面のバランスの視点を持ち、当社のガバナンス機能の質的向上に資する積極的な意見を出されるとともに、当社の指名委員会、報酬委員会においては、持続的な株主価値向上に向けた役員のサクセッションについての意見を出されるなど、当社の経営を幅広く指導いただいております。 なお、同氏は独立役員の基準を満たしており、従って社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれのない、業務執行の適正な監視者であると考えております。当社指名委員会では、当社経営方針および独立役員制度趣意を踏まえ、独立役員の基準を満たす同氏を独立役員として指定することといたしました。
3		経営戦略の専門家および会社経営者として多くの企業経営に携わり、また、大手上場企業の社外取締役として同社の取締役会議長を務めるなど、取締役会における議論の質や機能の高度化にも努めてこられました。同氏のコーポレート・ガバナンス、人材開発および企業経営の分野における幅広い知識と高い見識を、当社の経営の監督に反映していただくとともに、当社の取締役会の実効性維持向上やガバナンス機能の高度化に資することを期待し、当社社外取締役への選任をお願いするものであります。同氏の当社社外取締役就任時期は、2023年５月であり、その就任期間は、本総会の終結の時をもって３年であります。この間、取締役会において、その専門性と客観的視点に基づき、グループの持続的価値向上に向けた業務執行のあり方およびガバナンスに関する多面的な意見による、実効性の高い経営監督を行っていただいております。 なお、同氏は独立役員の基準を満たしており、従って社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれのない、業務執行の適正な監視者であると考えております。当社指名委員会では、当社経営方針および独立役員制度趣意を踏まえ、独立役員の基準を満たす同氏を独立役員として指定することといたしました。

4		大手総合商社にて最高財務責任者であるCFO、代表取締役副社長等を歴任され、我が国を代表するグローバルビジネスの最先端企業におけるリスクマネジメントおよび財務体質の強化等を通じた企業価値向上を実現してこられました。キャッシュ・フローを重視することで財務基盤を安定化させてこられた同氏のマネジメントスタイル・知識及び経験が、経営の監督機能及び当社の重視するキャッシュ・フロー経営の一層の強化に資することを期待し、当社社外取締役への選任をお願いするものであります。同氏の当社社外取締役就任時期は、2024年５月であり、その就任期間は、本総会の終結の時をもって２年であります。この間、これまでの大手総合商社での経験や培われた専門性をもって、当社の取締役会や監査委員会において、キャッシュ・フロー経営の徹底を念頭とした経営および業務執行のあり方についての様々な意見をいただき、当社の企業価値向上に向けて注力いただいております。 なお、同氏は独立役員の基準を満たしており、従って社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれのない、業務執行の適正な監視者であると考えております。当社指名委員会では、当社経営方針および独立役員制度趣意を踏まえ、独立役員の基準を満たす同氏を独立役員として指定することといたしました。
5		公認会計士として、監査法人、金融機関の海外拠点および外資系アドバイザリーファームにおいて、会計監査、財務調査、クロスボーダーM&Aに関する助言業務に従事し、パートナーとして豊富な実績を有しております。これらの高度且つ専門的な知見性と国際的な実務経験を踏まえ、当社のガバナンス強化および企業価値向上への貢献を期待し、当社社外取締役（新任）への選任をお願いするものであります。 なお、同氏は独立役員の基準を満たしており、従って社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれのない、業務執行の適正な監視者であると考えております。当社指名委員会では、当社経営方針および独立役員制度趣意を踏まえ、独立役員の基準を満たす同氏を独立役員として指定することといたしました。

４．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。
※６　独立役員を１名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を１名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。